

附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書 記入要領

1 共通事項

- ・日付は、全て和暦としてください。
- ・台数は、「0」台の場合も記入してください。

2 【申出者】欄

- ・申出者は附置義務建築物の所有者又は管理者となります。
- ・「担当者及び連絡先」は、申出者と別の法人の場合は法人名も記載願います。

3 【①申出対象の附置義務建築物・駐車施設等について】欄

- ・【附置義務建築物】の【用途】欄において、「その他の特定用途」「非特定用途」を選択した場合は、括弧内に具体的な用途を記載願います。（共同住宅、長屋等は「非特定用途」に記載願います。）
- ・【附置義務建築物】の【延床面積】欄に記入する面積は、「法延べ面積」を指します。
- ・【附置義務駐車施設等】の【附置義務台数】欄に記入する台数は、附置義務建築物の新築または増築当時の基準による（＝横浜市駐車場条例第7条に基づく届出による）附置義務台数とします。
（自動二輪車の記入漏れが目立ちますので、ご注意ください。→「5 その他注意事項」参照）
- ・【附置義務駐車施設等】の【設置台数】欄に記入する台数は、実際に整備している設置台数（＝附置義務台数＋任意台数）とします。
- ・【附置義務駐車施設等】の【形式】欄は、「建築物内」（自走式又は機械式）と「建築物外」（平面式）を併用している場合は両方を選択してください。

4 【②申出対象の行為について】欄

- ・【廃止又は縮小の別】欄について、**隔地駐車施設の解約**の場合は「廃止」を、**附置義務の解除のみ**の場合は「廃止・縮小なし」を選択してください。詳しくは、早見表をご覧ください。
- ・【廃止又は縮小の台数】欄の台数は、【設置台数】（任意を含む。）に対する台数とし、**隔地駐車施設の解約**に係る台数を含み、**附置義務の解除**に係る台数は含みません。なお、**附置義務の解除のみ**の場合は「0」と記入してください。
- ・【廃止又は縮小後の予定】欄は、**隔地駐車施設の解約及び附置義務の解除**（＝任意駐車場として存置）の場合についても記載してください。（表現方法は記載例を参照してください。）
- ・【廃止又は縮小予定年月日】欄は、撤去の場合は工事着手予定日を、**隔地駐車施設の解約**の場合は解約予定日を、**附置義務の解除**の場合は市の受理確認希望日を（複数の場合は最も早い日を）、記載してください。なお、予定と実際が異なった場合に連絡等は必要ありません。また、**附置義務の解除**をした区画を廃止することとなった場合に改めて本申出書を提出する必要はありません。

5 その他注意事項

- ・市は、申出内容の確認に当たって、申出書の※1に記載の届出書の内容と照合しますので、当該届出書の内容との整合を事前にご確認願います。なお、当該届出書を添付できない場合や、竣工後のテナント入替等により届出書の内容と現況（横浜市駐車場条例 適用判定シート）に齟齬がある場合は、ご相談ください。
- ・平成19年12月以降の附置義務建築物は、条例改正により、乗用車と合わせて自動二輪車も附置義務が課されています。（附置義務台数の基準が異なります。）

附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書「廃止又は縮小の別」について 早見表

申出に係る駐車施設の設置状況	申出に係る予定行為（附置義務駐車施設等のゆくえ）	廃止又は縮小の別
附置義務駐車施設等の全部を 附置義務対象建築物の敷地内で設置	全部を撤去	廃止
	一部を撤去（残りは任意として存置）	縮小
	全部を任意として存置（附置義務の解除のみ）	廃止・縮小なし
附置義務駐車施設等の全部を 附置義務対象建築物の敷地外（隔地）で設置	全部を解約	廃止
	一部を解約（残りは任意として契約継続）	縮小
	全部を任意として契約継続（附置義務の解除のみ）	廃止・縮小なし
附置義務駐車施設を 附置義務対象建築物の敷地内と敷地外（隔地）で併用して設置	敷地内：全部を撤去 隔地：全部を解約	廃止
	敷地内：一部を任意として存置 敷地外：全部を解約	縮小
	敷地内：全部を撤去 敷地外：一部を解約（残りは任意として契約継続）	
	敷地内：一部を任意として存置 敷地外：一部を解約（残りは任意として契約継続）	
	敷地内：全部を任意として存置 敷地外：全部を任意として契約継続 （附置義務の解除のみ）	廃止・縮小なし